

三木町告示第 158 号

三木町農業委員会の委員選任に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 7 月 22 日

三木町長 伊藤 良春

三木町規程第 6 号

三木町農業委員会の委員選任に関する規程の一部を改正する規程

三木町農業委員会の委員選任に関する規程(平成 28 年三木町規程第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

(委員の補充)

第 6 条 委員について、罷免、失職及び辞任その他の理由により欠員が生じた結果、農業委員会の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、委員の補充に努めなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三木町農業委員会の委員選任に関する規程（平成28年三木町規程第5号）新旧対照表

改正案	現 行
<u>（委員の補充）</u> 第6条 委員について、罷免、失職及び辞任その他の理由により欠員が生じた結果、農業委員会の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、委員の補充に努めなければならない。	<u>（委員の補充）</u> 第6条 委員について、罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、この規程に定める手続に基づき、速やかに委員の補充に努めなければならない。